

# 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う金融庁関係府令案等の概要

## 1. 「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」の改正

被災地における円滑な事業再生支援を図る観点から、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「東日本機構」）を適格機関投資家に指定する。

## 2. 「銀行法施行規則」等の改正

金融機関等による被災事業者等の事業再生を円滑に図る観点から、銀行等グループの議決権保有制限（5%ルール）の例外措置の対象として、①機構法による支援決定を受けている会社、及び②産業復興機構による支援を受けている会社を追加し、その対象期間を最長15年間とする。

## 3. 「資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件」の改正

金融再生法第56条第2項に基づき定められている資産買取基準の対象に東日本機構を追加する。

## 4. 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」等の改正

東日本機構により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトを10%とする。

（以 上）